

事業再生計画の概要

第1 対象事業者の概要

1 会社の概要

沿革

昭和 28 年(1953)	タイハウ販売株式会社を設立
昭和 40 年(1965)	タイホー工業株式会社に商号変更
昭和 40 年(1965)	タイホー商事株式会社を設立
昭和 63 年(1988)	システム機工株式会社を設立
平成 2 年(1990)	社団法人日本証券業協会（現：日本証券業協会） に登録

資本金・株式（平成 15 年 3 月 31 日現在）

イ）資本金

3,582 百万円

ロ）発行済株式

普通株式 15,600,000 株（店頭登録）

ハ）主要株主（持株比率）

小坂田弘三	17.7%
小坂田弘也	7.2%
タイホー商事株式会社	5.7%
株式会社 UFJ 銀行	5.0%

本社・事業所

本社	：	東京都港区
中央研究所	：	神奈川県藤沢市
播磨工場	：	兵庫県加古郡播磨町
支店	：	大阪、名古屋、福岡
営業所	：	札幌、仙台、千葉、静岡、広島ほか 4 ヶ所

経営者

代表取締役 小坂田弘三

従業員の状況

268 名（平成 15 年 9 月末日現在）

企業グループ

タイホー商事(株) (連結子会社): ゴルフ場経営
システム機工(株) (連結子会社): 石油タンク等の洗浄工事業
ほか3社

2 事業の概要

対象事業者は、燃料添加剤、粉体原料処理剤、消泡剤その他の工業薬品類の製造販売(第1事業部)及び自動車用化学品類の製造販売(第2事業部)、OA機器用などの化学品類の製造販売(CE事業部)並びに各種工業用炉の設計、製作、販売及び大型油槽の洗浄工事、同洗浄装置の販売(第3事業部)を主たる業務としている。

3 財務内容

	平成16年3月期見込み	(単位:百万円)
売上高	:	12,281
経常利益	:	442
当期純利益	:	3,600
借入金総額	:	8,448

4 主要債権者

UFJ銀行 等

第2 支援申込に至った経緯

対象事業者は、化学薬品事業において多くの分野で高い市場シェアを保持している。しかしながら、米国事業への過大投資による累損拡大、性急な売上追求による過剰在庫・不良債権の発生、有価証券投資およびゴルフ場事業の失敗などにより過剰債務を抱えるに至った。これら問題の多くは牽制機能の働かない脆弱な経営管理体制に起因するものと考えられる。

平成13年以降、資産売却や人員削減等に取り組んできたものの過剰債務の解消には至らず、この度のゴルフ場事業の切り離しなどによって平成16年3月期決算において債務超過に陥る見込みとなった。

このような状況のもと、対象事業者及びUFJ銀行は、過剰債務を解消するとともに、スポンサー主導によるガバナンスを強化することによって早期の事業再生を図るべく、産業再生機構に支援申込をするに至った。

第3 事業計画等の概要

1 事業計画

(1) 事業の選択と集中

技術・開発力を有し競合優位性の高い化学薬品事業に経営資源を集中することで事業基盤の強化を図る。具体的には、第1事業部、第2事業部およびCE事業部を存続事業と位置付ける。

一方で、化学薬品事業との関連性が薄い第3事業部およびゴルフ場事業からは縮小・撤退の方向とする。

(2) 存続事業の方針

第1事業部(ボイラー用燃料添加剤を主体とする工業用薬品の製造販売)

顧客基盤・製品シェアで強い競合優位性を誇る第1事業部については、関連製品のクロスセルやIPP(独立系発電事業者)向け新規マーケットの開拓、国内外での石炭添加剤の拡販により更なる事業力強化を進めていく。事業力強化に必要な設備投資には、スポンサーからの増資資金をもとに前向きに対応していく。また、営業力維持・強化に向けて営業人材の若返りも図る。

第2事業部(カーケア用品等の製造販売～「クリビュー」「イオンコート」他)

過剰在庫の処理等によるバランスシートの改善とコスト削減、必要な広告宣伝費を投入した製品拡販戦略の積極的展開、スポンサーからの人材投入等によるマーケティング重視の体制整備により、抜本的な事業力強化に取り組む。

CE事業部(液晶バックライト用導光板・OA用クリーナー等の製造販売)

少人数ながら部門収益を確保している事業部であり、バックライト用導光板製造において今後も安定した収益基盤の維持に努める。

(3) 縮小・撤退事業の方針

第3事業部(石油タンク洗浄工事、配管工事、タンク洗浄装置の販売)

平成16年3月期までに子会社のシステム機工に事業の大半を移管済みであり、海外部のみ事業を継続するが、撤退も視野に方針を確定させる。

タイホー商事(ゴルフ場事業)

タイホーカントリークラブ(茨城県)を運営する連結子会社タイホー商事については、民事再生手続きを申立てゴルフ場事業からは完全に撤退する。

2 企業再編（ストラクチャー）

以下のストラクチャーを予定している。

資本金の 95%程度の減少及び資本準備金全額を取崩し
金融機関等及び産業再生機構による総額 13 億円の DES の手法を用いた優先株式の発行

産業再生機構が引受ける優先株式に関しては、「特に有利なる発行価額」（商法第 280 条ノ 2 第 2 項）に該当する可能性があることから、対象事業者の株主総会において特別決議を取得する予定である。

スポンサーであるシナジー・ファンドによる金銭の払い込みを伴う総額 10 億円の普通株式の発行

シナジー・ファンドに対する新株発行の際の一株当たりの発行価額は、今後決定される予定であるが、「特に有利なる発行価額」（商法第 280 条ノ 2 第 2 項）に該当する可能性があることから、新株発行の際には株主総会の特別決議を取得することを予定している。なお、上記新株発行後、シナジー・ファンドは対象事業者の 33.4%以上の議決権を保有する筆頭株主となる予定である。

産業活力再生特別措置法（産活法）の申請

3 金融支援の概要

金融機関等に対し、総額 13 億円の DES による金融支援を要請している（遅延損害金を除き債権放棄は要請しない）。

第 4 支援基準適合性

1 生産性向上基準

本事業再生計画の遂行によって、自己資本当期純利益率が 2 %ポイント以上向上し、かつ、従業員一人あたり付加価値額が 6 %以上向上する。

2 財務健全化基準

本事業再生計画の遂行によって、有利子負債のキャッシュフローに対する比率は 10 倍以内となり、かつ、経常収入は経常支出を上回るようになる。

3 清算価値との比較

対象事業者を清算した場合の債権の価値は、事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値を下回ると見込まれる。

4 3年以内のリファイナンス等の可能性

本事業再生計画の遂行により、有利子負債のキャッシュフローに対する比率は適合基準と比較し十分に低い水準となる上、同業の他の上場企業と比較し遜色のないものとなることから、3年以内のリファイナンス等の可能性は十分に認められる。

5 過剰供給構造の解消との関係

本事業再生計画の遂行により一部業務からの撤退を予定しており、「供給能力」を増加させるものではないため、産業活力再生特別措置法の施行に関わる指針第15条に規定する「過剰供給構造の解消を妨げるもの」に該当しないと判断される。

6 労働組合との協議の状況

対象事業者は、その労働組合「タイホー工業労働組合」と、今後速やかに協議を行なうことを予定している。

第5 経営者の責任

現代表取締役社長である小坂田弘三は代表取締役社長を退任し、代表権のない取締役会長となる。また、今後の経営体制は、スポンサーであるシナジー・ファンドとの協議のもと決定する。

第6 株主の責任

95%程度の無償減資、並びに有利発行での第三者割当増資及び優先株式（普通株式への転換予約権付種類株式）の発行により既存株主の割合的地位を減少させることを予定している。

以上